

事 務 連 絡  
平成 27 年 7 月 3 日

公益社団法人 日本助産師会 御中

厚生労働省医政局看護課  
看護サービス推進室

看護師の特定行為に係る研修制度に関するリーフレット（医療関係者向け）の  
周知について（協力依頼）

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「研修制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）において、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されます。

本研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としております。

今般、本研修制度について医療関係者の理解促進を図るため、別添の通りリーフレットを作成いたしました。つきましては、貴管下の関係者各位へ周知いただくなど、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

(別添)

- ・リーフレット

『特定行為に関する看護師の研修制度が始まります』（医療関係者の皆さまへ）

(参考)

- ・リーフレット掲載先

厚生労働省ウェブサイト URL:

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089838.html>

<問合せ先>

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室  
穴見、藤原

TEL : 03-5253-1111 (内 4173)

# 特定行為に関する 看護師の研修制度が 始まります

平成27年  
10月1日から



©MINEKO UEDA

**1 見える**  
医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が行う「特定行為（診療の補助）」が明確になりました。

**2 身につく**  
研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

**3 見極める**  
研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。また、「治療」「生活」の両面から、患者さんを支えます。

## 特定行為研修ってどういうもの？

### 研修を実施する機関

特定行為研修は、厚生労働大臣が指定する指定研修機関で行います。

### 研修の内容

研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれています。研修は、講義、演習又は実習によって行われます。

### 修了証の交付

特定行為研修修了後には、指定研修機関より修了証が交付されます。指定研修機関は、研修修了者の名簿を厚生労働省に報告します。

### 共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	45
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	60
疾病・臨床病態概論	30
医療安全学	45
特定行為実務	45
合計	315

+

### 区分別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分ごとに設定された時間数：15～72時間	時間数
(例) 特定行為区分	
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	22
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	21
創傷管理関連	72
創部ドレーン管理関連	15
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36
感染に係る薬剤投与関連	63



## どこで研修が受けられるの？

特定行為研修を行う指定研修機関は、厚生労働省のウェブサイトに掲載されています。

<指定研修機関一覧>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>



## 特定行為を適切に行うために

本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません。

これまで通り、看護師は、医師・歯科医師の指示で、特定行為に相当する診療の補助を行うことができますが、医療機関の皆さまには、特定行為を適切に行うことができるように、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」（平成4年法律第86号）第5条の規定に基づき、看護師が自ら研修を受け、機会を確保できるように配慮をしていただきたいと考えています。

また、看護師は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第28条の2及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第6条の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めていただきますようにと考えています。



## 未来の医療を支える研修制度

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の医療を支えるために保健師助産師看護師法の一部改正によって、平成27年10月1日から手順書により特定行為を行う看護師に対し、「特定行為研修」の受講が義務づけられました。



## 10万人以上の養成を目指します

新たな研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することで、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的としており、多くの看護師に受講していただきたいと考えています。

### ▶ 研修を受けるとこのようになります

### 特定行為の実施の流れ (脱水を繰り返すAさんの例)

#### 研修 受講前

**医師**  
Aさんを診察後、脱水症状があれば連絡するよう看護師に指示。

**看護師**  
Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う。

**看護師**  
医師にAさんの状態を報告。

**医師**  
医師から看護師に点滴を実施するよう指示。

**看護師**  
点滴を実施。

**看護師**  
医師に結果を報告。

#### 研修 受講後

**医師**  
Aさんを診察後、手順書により脱水症状があれば点滴を実施するよう看護師に指示。

**看護師**  
Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う。

**看護師**  
手順書に示された病状の範囲内

▶ 病状の範囲外 ▶ 医師に報告。



#### 特定行為

### 手順書って何？

- 手順書は、医師・歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために作成する文書または電磁的記録のことです。
- 医師・歯科医師は手順書を適用する際に、患者さんと看護師を特定します。
- 各医療現場の判断で、具体的内容を追加することもできます。

### 診療の補助である「特定行為」って何？

- 特定行為は、診療の補助であって、看護師が行う医療行為のうち、手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力、高度かつ専門的な知識・技能が特に必要とされるものとして定められた38の行為です。
- 38の特定行為は、21の特定行為区分に整理されており、特定行為区分を最小単位として研修が行われます。

特定行為区分	特定行為
呼吸器 (気道確保に係るもの) 関連 呼吸器 (人工呼吸療法に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整 侵襲的閉鎖熱気の設定の変更 非侵襲的閉鎖熱気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する置換薬の投与量の調整 人工呼吸器からの離脱
循環器関連	気管カニューレの交換 大動脈内カテーテルからの電解を行うときの補助の頻度の調整
心臓ドレーン管理関連 胸部ドレーン管理関連 腹部ドレーン管理関連 尿路管理関連 尿管管理関連	心臓ドレーンの抜去 侵襲的閉鎖熱気の設定の変更 胸部ドレーンの抜去 胸部ドレーンに留置された穿刺針の抜去を含む 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうポータルの交換 腸ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連 経腸栄養カテーテル管理 (経腸栄養経腸カテーテル管理) 関連	中心静脈カテーテルの抜去 経腸栄養カテーテルの挿入 栄養管理
創傷管理関連 創傷ドレーン管理関連 動脈血液ガス分析関連 透析管理関連	褥瘡又は褥瘡創傷の治癒における血流の改善 創傷に対する低圧創傷療法 創傷ドレーンの抜去 直接動脈穿刺法による採血 腎動脈カテーテルの挿入 急性血液透析療法における血液透析器又は血液透析液ポンプの操作及び管理 慢性血液透析療法における透析液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
感染症管理関連 加齢動脈に係る薬剤投与関連	感染症発症がある者に対する薬物の投与量の調整 インスリンの投与量の調整 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整 持続点滴中のカテーテルコンタミの投与量の調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はブドウ糖の投与量の調整 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整 持続点滴中の降圧剤又は降糖剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の投与量の調整 抗不安薬の投与量の調整 抗精神病薬の投与量の調整 抗うつ剤の投与量の調整 抗悪夢薬の投与量の調整 抗嘔吐剤の投与量の調整 抗不安薬の投与量の調整 抗精神病薬の投与量の調整 抗うつ剤の投与量の調整 抗悪夢薬の投与量の調整 抗嘔吐剤の投与量の調整

### 「直接動脈穿刺による採血」に係る手順書のイメージ

事項	具体的な内容
当該手順書に係る特定行為の対象となる患者	呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要になりうる患者
看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲	以下のいずれもが当てはまる場合 呼吸状態の悪化が認められる (SpO <sub>2</sub> 、呼吸回数、血圧、脈拍等) 意識レベルの低下 (GCSO点以下又は JCSO 桁以上) が認められる
診療の補助の内容	病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施
特定行為を行うときに確認すべき事項	穿刺部位の拍動がしっかり触れ、血腫がない
医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	1. 平日日勤帯 担当医師又は歯科医師に連絡する 2. 休日・夜勤帯 当直医師又は歯科医師に連絡する
特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する (結果が出たら速やかに報告)

※ 特定行為以外の行為と同様に、特定行為を行うときは、「医師・歯科医師が医師が行為を直接実施するか」「どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるか」の判断は、患者さんの病状や看護師の能力を勘案し、医師・歯科医師が行います。